

「下請負に関する届出書」の廃止について

「下請負に関する届出書」は
令和3年5月1日より廃止します。
なお、工事の下請契約に関しては

- ・「**施工状況報告書**」
- ・「**施工体制台帳**」
- ・「**施工体系図**」などを作成し、

**現地における工事着手までに必ず
監督員へ提出**して下さい。

下請負に関する届出書

（受注者） 令和 年 月 日

（受注者） 様
住 所
商号又は名称
代表者職名

施行名称
施行場所 地内

請負代金額 金 円（消費税及び地方消費税の額 円）

契約締結日 令和 年 月 日

履行期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

上記案件について、下請負人が有力団体でないこと及び下請負人の社会保険等加入状況を確認しましたので、下記のとおり提出いたします。

工事種別	下請負状況	下請負人の社会保険等加入状況 （労働者派遣・労働者請負・労働者請負の区分は別表参照）
	下請負人名称	<input type="checkbox"/> 加入 健康保険 () 厚生年金保険 () 雇用保険 ()
	下請負人住所	<input type="checkbox"/> 適用除外 (除外理由:) <input type="checkbox"/> 未加入 (理由:)
	下請負契約締結日	
	下請負契約締結日	
	下請負人名称	<input type="checkbox"/> 加入 健康保険 () 厚生年金保険 () 雇用保険 ()
	下請負人住所	<input type="checkbox"/> 適用除外 (除外理由:) <input type="checkbox"/> 未加入 (理由:)
	下請負契約締結日	
	下請負契約締結日	

※1 労務上の注意事項をこの欄に記入すること。記入欄が不足する場合は、別紙用紙
※2 下請負契約日は家賃で契約を締結した日を記入すること。
※3 請負代金額：500万円以上（健康保険の加入は1,000万円）の工事案件について、社会保険等加入
状況として下請負契約を締結した下請負人の社会保険等加入状況を記載すること。労働者派遣等による場合は、
()、「下請負契約に関する届出書」を添付すること。

(H28.7.28)

1 下請契約の範囲

建設業法で規定する「下請契約」とは、建設工事の全部又は一部の完成を目的として締結される請負契約をいいます。

2 「施工体制台帳」「施工体系図」などの記載・提出について

〔例〕

- ① 交通誘導業務（警備会社との契約）
- ② 建設機械のリース
- ③ ダンプトラックによる土砂の運搬
- ④ 生コンの輸送
- ⑤ 資材の製造及び搬入
- ⑥ 元請業者が材料支給及び機器貸与を行い、作業員の労務提供を受けるもの
- ⑦ オペレーター付き建設機械のリース
- ⑧ ダンプトラックによる土砂の運搬及び現場での敷均し作業
- ⑨ 生コンの輸送及びコンクリート型枠への圧送や打設
- ⑩ 資材の製造、搬入及び現場への設置

※上記の〔例〕⑥から⑩については、下請契約に該当しますので、施工体制台帳、施工体系図などを提出してください。

※上記の〔例〕①から⑤については、下請契約に該当しませんので、提出不要です。ただし、①の交通誘導業務については、現場の安全確保に直接関わるため下請契約ではありませんが施工体系図のみ記載し提出してください。

※施工状況報告書は、下請契約の有無に関わらず提出してください。